



▲事業理念と行動指針を述べる鈴木業務執行理事

▲開所式であいさつを述べる遠藤町長

▲開所式を終え、みかんの苗の記念植樹を行いました。

指定管理者の施設運営方針

ときわ会グループの理念は、「一山一家」 共生＝地域の皆様と共に生きる と掲げています。これは、私たち職員の使命に当たるものです。「地域共生社会」の実現は国策の骨子、とりわけ厚生労働省における改革の基本コンセプトとして掲げられており、地域共生社会の実現を図るための改正社会福祉法がまさに令和3年4月1日に施行を迎えます。

1 法人理念

光り輝く施設の経営を目指し、優しく美しい心でお客様に接し、満足していただけるサービスを常に心がけること

2 事業理念と行動指針

介護保険法の基本理念に基づき、多様な福祉サービスが利用者の意向を象徴して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援します。

昨今、グローバル化やダイバーシティ（多様性）など未来に向けた組織づくりへの挑戦も求められておりますが、一方で、変化を求められる時代だからこそ、変わることのない理念に立ち返ることも重要であるものと考えております。

新たな価値の創造、新生「花ぶさ苑」として地域に根差し、そして地域に開かれた施設を目指して、皆さまと新たな未来に向かって歩みを進めて参ります。

広野町特別養護老人ホーム 花ぶさ苑

開所式

令和3年4月1日、特別養護老人ホーム花ぶさ苑が町施設となり新たな門出を迎えました。



平成22年4月1日に、社会福祉法人養高会のもとに開所された特別養護老人ホーム花ぶさ苑は、令和3年4月1日、広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑として広野町が事業を承継しました。

前身の特別養護老人ホーム花ぶさ苑は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされましたが、帰町された住民が安心して生活が出来るよう、平成24年4月1日に双葉郡内でいち早く施設を再開しました。

しかし、震災特需による人件費の高騰などによる影響を大きく受け、施設経営を継続することが困難であると社会福祉法人養高会は判断し、令和2年12月4日、令和3年4月以降の事業継承に向けた要望書が、広野町に提出されました。

自治体が社会福祉法人から施設の譲渡を受け公設化することは、全国的に例がないことに加え、約4ヶ月間という極めて短

いスケジュールの中で事業継承ではありましたが、施設に入所されている方の生活、圏域における介護基盤の維持、施設職員の雇用を守ることに重きを置き、令和3年4月1日からの公設民営による施設運営を判断しました。

その後、広野町特別養護老人ホーム指定管理候補者選定委員会の審査、令和3年3月広野町議会定例会の議決により、令和3年4月1日から広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑は、ときわ会グループに属する社会福祉法人光美会が指定管理者として施設運営を行うこととなりました。

これからは、社会福祉法人養高会が施設で入所者の方に提供していたきめ細かいサービスを引継ぎ、さらなるサービスの向上、入所者を第一に考えた施設運営を心がけ、広野町と社会福祉法人光美会が「福祉のまちづくり」を具現化できるように努めていきます。